

中国の「知的財産権分野の独占禁止に関する指南」

遠藤 誠¹

I はじめに

国务院の独占禁止委員会は、2020年9月18日、「知的財産権分野の独占禁止に関する指南」（以下「本指南」という）を公布した²。本指南は、「独占禁止法」、独占禁止委員会による「関連市場の画定に関する指南」³等の法令に基づき制定された部門規範的文書である。

知的財産権と独占禁止の両方に関わる部門規則としては、国家工商行政管理総局⁴が2015年4月7日に公布し、2015年8月1日に施行した「知的財産権の濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」⁵がある。その後、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局、独占禁止委員会はそれぞれ、更に詳細なガイドラインの案を起草したが、最終的にはいずれも制定には至らなかった⁶。

本指南は、2017年3月23日に独占禁止委員会が公表した「知的財産権の濫用に関する独占禁止指南（意見聴取稿）」の構成を基本的に踏襲したうえで、それを基に知的財産権分野における各類型の独占行為への認定基準、認定における考慮要素をさらに詳細にし、また、その一部の内容を修正したものである。

そこで、本稿では、本指南の概要について解説するとともに、本指南の日本語訳を掲載することにより、日本企業等の参考に供したいと思う。

II 本指南の位置付け

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² なお、2019年1月4日に成立した本指南が、なぜ、1年8か月以上も経過した2020年9月18日になって公布されたのか、その理由は不明である。

³ http://www.gov.cn/zwhd/2009-07/07/content_1355288.htm

⁴ 現在、中国における独占禁止に関する法執行権限は、国家市場監督管理総局に統合されている。国家市場監督管理総局が2018年に設立される前は、国家工商行政管理総局、国家発展改革委員会、及び商務部がそれぞれ別々の分野を所管していた。

⁵ http://www.gov.cn/gongbao/content/2015/content_2878227.htm

⁶ 国家発展改革委員会が2015年12月31日に「知的財産権の濫用に関する独占禁止指南（意見聴取稿）」を公表し、また、国家工商行政管理総局が2016年2月4日に「知的財産権の濫用に関する独占禁止法執行指南（意見聴取稿）」を公表し、さらに独占禁止委員会が2017年3月23日に「知的財産権の濫用に関する独占禁止指南（意見聴取稿）」を公表したという経緯があった。

「独占禁止法」は、事業者による独占行為について、独占協議、市場支配的地位の濫用行為、事業者集中という3類型を掲げている。本指南は、当該分類に基づき、知的財産権に係る独占行為への認定アプローチを具体化し、また認定における考慮要素を明確化している。

また、国家工商行政管理総局の「知的財産権の濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」(2015年8月1日施行)⁷も、法体系上、本指南の上位規定として理解すべきである。したがって、知的財産権に係る独占行為への該当性を判断するにあたっては、独占禁止法、「知的財産権の濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」、及び本指南を参照する必要がある。

Ⅲ 本指南の構成

全28条からなる本指南は、「第一章 総則」、「第二章 競争を排除・制限する可能性のある知的財産権協議」、「第三章 知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為」、「第四章 知的財産権に係る事業者集中」、「第五章 知的財産権に係るその他の状況」という全5章から構成されている。

「第一章 総則」では、本指南の目的と根拠、分析の原則、及び分析の方針を定めたうえで、知的財産権に係る独占行為の認定における①関連市場、②競争を排除・制限する影響、③競争の積極的影響という3つの要素について、それぞれの分析方法・考慮要素を明確化している。

「第二章 競争を排除・制限する可能性のある知的財産権協議」では、①共同研究開発、②クロスライセンス、③排他的グラントバック及び独占的グラントバック、④不爭義務条項、⑤その他の制限という5種類の知財に係る契約又は契約条項並びに標準制定について、競争への排除・制限の影響を分析するにあたっての考慮要素を列挙している。また、事業活動における事業者の予測可能性を保つものとして、セーフハーバー・ルールも定められている。

「第三章 知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為」では、まず、市場支配的地位の認定の考慮要素を明確化している。その上で、①不公平な高価格での知的財産権の許諾、②知的財産権の許諾の拒絶、③知的財産権に係る抱き合わせ販売、④知的財産権に係る不合理な取引条件の付加、⑤知的財産権に係る差別待遇という5つの典型的な市場支配的地位の濫用行為への認定における考慮要素を列挙している。

「第四章 知的財産権に係る事業者集中」の章では、まず、知的財産権に係る取引が事業者集中を構成するおそれのある状況を分析するにあたっての考慮要素を明確化している。その上で、事業者集中を禁止しないと決定された場合において事業者に付加され得る制限的条件につき、構造的条件、行為的条件及び総合的条件という3つの条件に分けて、それぞれの内容を定めている。

「第五章 知的財産権に係るその他の状況」の章では、パテントプール、標準必須特許、

⁷ http://www.gov.cn/gongbao/content/2015/content_2878227.htm

著作権の集団管理において生じ得る独占行為への認定方法、認定における考慮要素を明確化している。

IV 本指南の内容

1 分析の原則とアプローチ

本指南は、事業者が知的財産権を濫用することにより競争を排除・制限したか否かを分析するにあたって、①知的財産権以外の財産的権利と同一の規制基準を採用すること、②知的財産権の特徴を考慮すること、③事業者が知的財産権を有することにより、関連市場で支配的地位を有すると推定しないこと、④関連行為による効率及びイノベーションに対する積極的影響を考慮することという4つの原則を確立している（本指南2条）。

事業者が知的財産権を濫用することにより競争を排除・制限したか否かについての具体的な分析にあたっては、①行為の特徴及び表現形式についての分析、②関連市場の画定、③行為の市場競争に対する排除・制限の影響についての分析、④行為のイノベーション及び効率に対する積極的影響についての分析という4段階の分析アプローチが採られている（本指南3条）。

関連市場の画定については、通常の状態において、「関連市場画定に関する指南」に基づき関連市場を画定するものとされ、関連商品市場の画定だけでは、行為の競争に対する影響を全面的に評価するのが難しい場合、関連技術市場を画定する必要が生じ得る（本指南4条1項）。

関連技術市場の画定への考慮要素について、本指南は、技術の属性、用途、許諾費、技術の互換性、関連知的財産権の期限、その他の代替関係を有する技術に転換する可能性及びコスト等を挙げている（本指南4条2項）。また、関連取引が複数の国家及び地域に及ぶときは、さらに取引条件による関連地域市場の画定に対する影響をも考慮するものとされている（本指南4条3項）。

市場競争に対する排除・制限の影響への分析に関して、本指南は、「市場の競争状況の評価する場合」と、「具体的行為について分析する場合」における考慮要素をそれぞれ列挙している。市場の競争状況の評価するにあたっては、主に、業界の特徴及び業界発展の状況、主要な競争者及びその市場シェア、市場の集中度、市場参入の難易度等の6項目の考慮要素が挙げられている。また、具体的行為について分析するにあたっては、事業者間の競争関係、事業者の市場シェア及び市場に対するそのコントロール力等の7項目の考慮要素が挙げられている（本指南5条）。

行為が競争に積極的影響を与えていると認定されるためには、次に掲げる5つの条件を全て満たさなければならない（本指南6条）。

- ・当該行為とイノベーションの促進、効率の向上との間に因果関係があること。
- ・他のイノベーションを促進させ、効率を向上させる行為に比べ、事業者の合理的な商業的

選択の範囲内において、当該行為の市場競争に与える排除・制限の影響がより小さいこと。

- ・当該行為が、市場競争を排除し、又は厳しく制限することはないこと。
- ・当該行為が、他の事業者のイノベーションを著しく阻害することはないこと。
- ・消費者が、イノベーションの促進、効率の向上により生じた利益を享受できること。

2 知的財産権に係る独占協議

(1) 知的財産権に係る独占協議の類型及び考慮要素

本指南にいう「知的財産権協議」は大きく、共同研究開発、クロスライセンス、排他的グラントバック及び独占的グラントバック、不爭義務条項、標準制定、その他の制限という6種類に分けられている。当該6種類の知的財産権関連協議は、知的財産権の実施、コストの軽減を促進する場合がある一方、市場競争を排除・制限するおそれもある。本指南は、当該6種類の知的財産権関連協議の分析について、表1のとおり、考慮要素を列挙している。

表1 競争を排除・制限するおそれのある知的財産権協議と考慮要素

協議の類型	市場競争への影響を判断する際の考慮要素
共同研究開発（本指南7条）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究開発と無関係な分野における研究開発を制限したか ・共同研究開発の完成後の後続の研究開発を制限したか ・共同研究開発と無関係な分野において研究開発された新技術・製品に関する知的財産権の帰属・行使を限定したか
クロスライセンス（本指南8条）	<ul style="list-style-type: none"> ・排他的許諾であるか ・第三者が市場に参入する障壁を構成するか ・川下の市場の競争を排除・制限したか ・関連商品のコストを引き上げたか
排他的・独占的グラントバック（本指南9条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンサーがグラントバックについて実質的対価を提供したか ・クロスライセンスにおいて、ライセンサーとライセンシーが独占的・排他的グラントバックを相互に要求したか ・グラントバックが改良又は新しい成果を単一の事業者に集中させ、市場コントロール力を獲得・増強させたか ・グラントバックがライセンシーの改良への積極性に影響を与えたか
不爭義務条項（本指南10条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンサーが全てのライセンシーに義務を要求したか ・当該知的財産権の許諾が有償であるか ・当該知的財産権が川下市場の参入障壁を構成するおそれがあるか

	<ul style="list-style-type: none"> ・当該知的財産権がその他の競合の知的財産権の実施を阻害するか ・当該知的財産権の許諾が排他性を有するか ・ライセンスが知的財産権の有効性を争議することにより重大な損失を被るおそれがあるか
標準制定（本指南 11 条）	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がないのに、他の特定事業者を排除したか ・正当な理由がないのに、特定事業者の関連方案を排斥したか ・その他の競合標準を実施しないことを約定したか ・標準の中に含まれる知的財産権の行使について、必要で合理的な制約メカニズムがあるか
その他の制限（本指南 12 条） <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の使用分野の制限 ・知的財産権を利用して提供する商品の販売、普及のチャネル・範囲・対象、数量の制限 ・事業者による競合関係を有する技術の使用又は商品の提供への制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・制限される内容、程度及び実施方式 ・知的財産権を利用し提供する商品の特徴 ・知的財産権の許諾条件との関係 ・複数の制限項目を含むか ・他の事業者の有する知的財産権が代替関係を有する技術に係る場合、他の事業者が同一又は類似の制限を実施しているか

（２）セーフハーバー・ルール

本指南にいう「セーフハーバー・ルール」とは、一定の条件を満たせば、事業者が達成した知的財産権に係る協議は、「独占禁止法」13条1項6号（水平的制限行為に関する受け皿規定）及び14条3号（垂直的制限行為に関する受け皿規定）に定められる独占協議とは認定しないとするルールである。

係る協議が市場競争を排除・制限する影響を及ぼすことを証明する反対証拠がある場合を除き、次に掲げるいずれかの条件に該当するときは、「セーフハーバー・ルール」が適用される（本指南 13 条）。

- ・競合関係を有する事業者の関連市場におけるシェアの合計が 20%を超過しない場合。
- ・協議の影響を受けるいずれかの関連市場において、事業者及び取引相手方のシェアがいずれも 30%を超過しない場合。
- ・事業者が関連市場におけるシェアを獲得し難く又はシェアが事業者の市場での地位を正確に反映することができないが、関連市場において協議の各者がコントロールする技術を

除き、合理的なコストで得ることができ、他の事業者が独立してコントロールし、代替関係を有する技術が4つ又は4つ以上存在する場合。

3 知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為

(1) 市場支配的地位の認定

知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為を認定するにあたっては、通常、関連市場の画定、市場支配的地位の有無への認定、競争を排除・制限する知的財産権の濫用行為の成否への分析という3つのステップに従ってテストが行われる。

市場支配的地位の有無を認定するにあたっては、「独占禁止法」18条に規定される、市場支配的地位の認定の考慮要素、及び同法19条に規定される、市場支配的地位を有すると推定されるための要件に基づき分析し、また、知的財産権の特徴を考慮しなければならない(本指南14条)。具体的には、次に掲げる要素を考慮することができる。

- ・取引相手方が代替関係を有する技術・商品等に転換する可能性・コスト。
- ・川下市場の商品に対する依存度。
- ・取引相手方が事業者に対する抑制・均衡を保つ能力。

(2) 知的財産権に係る典型的な市場支配的地位の濫用行為

本指南は、①不公平な高価格での知的財産権の許諾、②知的財産権の許諾の拒絶、③知的財産権に係る抱き合わせ販売、④知的財産権に係る不合理な取引条件の付加、⑤知的財産権に係る差別待遇という市場支配的地位の濫用に係る5種類の取引行為のそれぞれについて、表2のとおり考慮要素を示している。

表2 知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為と考慮要素

行為の種類	市場支配的地位の濫用行為を認定する際の考慮要素
不公平な高価格での知的財産権の許諾(本指南15条)	<ul style="list-style-type: none"> ・許諾費の計算方法及び知的財産権の商品価値に対する貢献 ・事業者による知的財産権の許諾に対する承諾 ・知的財産権の許諾履歴・対比できる許諾費の基準 ・不公平な高価格を招く許諾条件(知的財産権の地域・商品範囲を超えた許諾費の徴収等を含む) ・一括許諾を行う際に保護期限が過ぎた又は無効の知的財産権について許諾費を受け取ったか
知的財産権の許諾の拒絶(本指南16条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による承諾 ・他の事業者の市場参入と許諾との関連性 ・許諾の拒絶が市場競争及びイノベーションに及ぼす影響・程度 ・被拒絶者の合理的な許諾費を支払う意思・能力等 ・事業者が以前、被拒絶者に合理的な申込みを提出したことがある

	か ・ 許諾の拒絶が消費者・公共の利益に損害を与えることになるか
知的財産権に係る抱き合わせ販売(本指南 17 条)	・ 取引相手の意思に背いたか ・ 取引上の慣例又は消費の慣習に合致しているか ・ 関連知的財産権又は商品における性質の差異・相互関係 ・ 合理性及び必要性を有するか(技術的互換性、製品の安全・性能等を実現するために不可欠の措置であるか等) ・ 他の事業者の取引機会への排除・制限 ・ 消費者の選択権への制限
知的財産権に係る不合理な取引条件の付加(本指南 18 条)	・ 独占的・排他的グラントバックの要求 ・ 取引相手方による知的財産権の有効性への争議又は知的財産権侵害訴訟提起の禁止 ・ 取引相手方による自身の有する知的財産権の実施又は競争関係を有する技術・商品の利用・研究開発の制限 ・ 期限が満了し又は無効宣告された知的財産権への権利主張 ・ 合理的な対価を提供せずにクロスライセンスを要求すること ・ 第三者との取引の強要・禁止、又は取引条件の制限
知的財産権に係る差別待遇(本指南 19 条)	・ 取引相手方の条件が実質的に同一であるか(関連知的財産権の使用範囲、異なる取引相手方がそれを使用して提供した商品に代替関係等が存在するか等を含む) ・ 許諾条件が実質的に異なるか(許諾件数、地域、期限等を含む) ・ ライセンシーの市場参入に対し顕著に不利な影響を及ぼすか

4 知的財産権に係る事業者集中

(1) 事業者集中の申告及び審査

独占禁止法にいう「事業者集中」とは、同法 20 条に定められる合併、買収等の取引を指す。そして、行おうとする事業者集中が「事業者集中の申告基準に関する規定」3 条に定められる申告基準に達したと事業者が判断し、又は事業者集中が上記の申告基準に達しないが、競争を排除・制限するおそれがあると事業者が判断した場合は、独占禁止局に対する申告義務が当該事業者に発生する(「事業者集中の申告基準に関する規定」4 条)。

本指南は、知的財産権の譲渡又は許諾が事業者集中を構成する可能性があることを示している。事業者は具体的な分析にあたって、次に掲げる要素を考慮することができる(本指南 20 条)。

- ・ 知的財産権は独立の業務を構成するか否か。
- ・ 知的財産権が前年の会計年度において、独立し且つ計算し得る営業額を発生させたか否か。

- ・ 知的財産権の許諾の方式及び期限。

また、知的財産権に係る取決めが集中取引の実質的構成部分であり、又は取引目的の実現に対し重要な意義を有する場合、独占禁止局は、事業者集中の審査過程において、「独占禁止法」27条に定められる要素と知的財産権の特徴を考慮する（本指南21条）。

（２） 制限的条件の付加

独占禁止局が審査を経て、知的財産権に係る取引が競争を排除・制限する影響を及ぼし又は及ぼすおそれがあると判断した場合、関連取引は禁止される。但し、当該事業者集中が競争に対し生じさせる積極的な影響が、悪影響より明らかに大きいことを事業者が証明した場合、独占禁止局は、事業者集中を禁止しないという決定を下すことができ、また当該事業者集中に制限的条件を付加したうえで禁止しない決定を下すことができる（独占禁止法28条、29条）。

本指南は、禁止しない決定が下される場合において付加される制限的条件につき、構造的条件、行為的条件及び総合的条件という3種類に分けて規定している。当該3種類の制限的条件の具体的な内容は、表3のとおりである。

表3 知的財産権に係る制限的条件

制限的条件の種類	内容
構造的条件（本指南23条）	・ 知的財産権又は知的財産権に係る業務を分離する提案（その譲受人が必要な資源・能力を有し、且つ分離された知的財産権を使用し又は係る業務に従事することを通じて市場競争に参加する意思を有することを保障すべき）
行為的条件（本指南24条）	・ 知的財産権の許諾 ・ 知的財産権に関連する業務の独立運営の維持 ・ 知的財産権の許諾条件についての制約（事業者の特許許諾を実施する際、公平・合理的・非差別的義務を遵守し、抱き合わせ販売等を行わないよう要求することを含む） ・ 合理的な使用許諾費の徴収（許諾費率の計算方法、許諾費の支払方式、公平な交渉条件・機会等に関する詳細な説明が必要）
総合的条件（本指南25条）	・ 構造的条件と行為的条件を結びつけての提案

5 知的財産権に係るその他の状況

本指南は、パテントプール、標準必須特許、著作権の集団管理における独占禁止法上の問題についても、特別に言及している。

(1) パテントプール

パテントプールは、通常、取引コストを引き下げ、許諾の効率を向上させることができるが、競争を排除・制限するおそれもある。具体的に分析するにあたっては、次に掲げる要素を考慮することができる（本指南 26 条 2 項）。

- ・事業者の関連市場におけるシェア・支配力。
- ・特許が代替関係を有する技術に関するものか。
- ・メンバーの単独・対外的な特許許諾・技術研究開発を制限しているか。
- ・商品価格、生産量等の情報を交換しているか。
- ・クロスライセンスを行い、独占的・排他的グラントバックをし、不爭義務条項を締結し、及びその他の制限を実施したか。
- ・不公平な高価格での特許許諾、抱き合わせ販売、不合理な取引条件の付加、又は差別待遇等を実行したか。

(2) 標準必須特許

標準必須特許に関して、本指南は、①標準必須特許の権利者の市場支配的地位についての認定、及び②差止判決・決定等の競争に対する排除・制限の影響についての分析という 2 つの問題を取り上げている。

実務上、市場支配的地位を有する標準必須特許の権利者が、関連知的財産権の使用を禁止する判決・決定等を下すよう法院又は関連部門に申し立てることを通じ、不公平な許諾料又はその他の不合理なライセンス条件を受け入れるようライセンシーに迫ることが生じている。このような場合、競争が排除・制限されるおそれがある。

上記の 2 つの問題を分析するにあたっての具体的な考慮要素は、表 4 のとおりである。

表 4 標準必須特許と考慮要素

問題点	認定・分析の考慮要素
標準必須特許の権利者の市場支配的地位 (本指南 27 条 1 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・標準の市場価値、応用範囲及び程度 ・代替関係を有する標準又は技術が存在するか否か（それを使用する可能性・転換コストを含む） ・関連標準に対する業界の依存度 ・関連標準の進化状況及び互換性 ・関連技術が代替される可能性
差止判決・決定等による競争の排除・制限 (本指南 27 条 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・双方の交渉過程における行為表現及び真意 ・標準必須特許に関連する承諾 ・交渉過程において提示された許諾条件 ・法院又は関連部門に知的財産権の使用を禁止する判決・裁定・

	<p>決定を下し又は発布するよう申し立てたことが、許諾交渉に及ぼす影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法院又は関連部門に知的財産権の使用を禁止する判決・裁定・決定を下し又は発布するよう申し立てたことが、川下市場の競争及び消費者の利益に及ぼす影響
--	---

(3) 著作権の集団管理

著作権の集団管理は、通常、著作権に係る取引のコストを引き下げることができ、著作物の普及及び著作権の保護を促進することに有益である。一方で、著作権の集団管理組織が、業務を行うにあたって、知的財産権を濫用し、競争を排除・制限するおそれもある。

但し、本指南は、著作権の集団管理組織による行為の特徴・表現形式に基づき、構成するおそれのある独占行為を認定し且つ関連要素を分析することができる、ということしか言及しておらず、具体的な考慮要素を明記していない。

V おわりに

中国域内での市場競争に影響を及ぼす又は及ぼすおそれのあるビジネス活動⁸を事業者が展開するに際しては、中国の独占禁止法及び関連規定（本指南を含む）に違反するおそれがあるか否かにつき確認する必要がある。

その際、本指南と「知的財産権の濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」との間で、齟齬が生じる可能性がある。そのため、今後、「知的財産権の濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」が改正されるか否か、中国の行政当局が知的財産権関連の独占禁止の法執行において、本指南と「知的財産権の濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」をどのように解釈し適用していくのか等につき、留意する必要がある。

<参考：「知的財産権分野の独占禁止に関する指南」の日本語訳>

知的財産権分野の独占禁止に関する指南
(国務院独占禁止委員会、2019年1月4日)

第一章 総則

⁸ 中国独占禁止法2条は、独占禁止法の域外適用を認めている。すなわち、ビジネスが中国域内で行われる場合のみならず、中国域外で行われる場合においても、中国独占禁止法及び関連規定（本指南を含む）が適用され、事業者が中国行政当局から処罰を受ける可能性があることに留意が必要である。

第1条 指南の目的及び根拠

独占禁止及び知的財産権の保護は共同の目標を有しており、すなわち競争の保護及びイノベーションの奨励、経済運営効率の向上、消費者利益及び社会公共利益の保護を目標としている。「中華人民共和国独占禁止法」（以下「独占禁止法」という）に基づき、事業者の関連知的財産権の法律、行政法規の規定に基づき、知的財産権を行使する行為には、「独占禁止法」は適用されない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除・制限する行為には、「独占禁止法」が適用される。

事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除・制限する行為は、一種の独立した独占行為ではない。事業者が知的財産権を行使し、又は関連行為に従事するとき、独占協議に達成し若しくは実施し、市場の支配的地位を濫用し、又は競争を排除・制限する効果を有し、若しくは有するおそれがある事業者集中を実施する場合、知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為を構成するおそれがある。知的財産権の濫用行為に対し、「独占禁止法」を適用するための手引を提供し、独占禁止法執行業務の透明性を向上させるため、「独占禁止法」、「国务院独占禁止委員会による関連市場画定に関する指南」（以下「関連市場画定に関する指南」という）等の法律規定に基づき、本指南を制定する。

第2条 分析の原則

事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除・制限しているか否かを分析するにあたっては、次に掲げる基本原則に準拠する。

- (一) その他の財産的権利と同一の規制基準を採用し、「独占禁止法」の関連規定に準拠する。
- (二) 知的財産権の特徴を考慮する。
- (三) 事業者が知的財産権を有することを理由に、関連市場においてそれが市場支配的地位を有すると推定しない。
- (四) 個別事件の状況に基づき、関連行為による効率及びイノベーションに対する積極的影響を考慮する。

第3条 分析の方針

事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除・制限したか否かを分析するにあたっては、通常、次に掲げる思考に従う。

(一) 行為の特徴及び表現形式についての分析

事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除・制限する行為は、知的財産権を行使する行為である可能性があり、また知的財産権の行使と関連する行為である可能性もある。通常、事業者の行為の特徴及び表現形式に基づき、構成するおそれがある独占行為を分析する。

(二) 関連市場の画定

関連市場の画定にあたっては、通常、関連市場画定の基本的根拠及び一般方法に従い、知的財産権の特殊性を同時に考慮する。

(三) 行為による市場競争に対する排除・制限の影響についての分析

行為が市場の競争に対して与える排除・制限の影響について分析するにあたっては、通常、市場競争状況を結び合わせ、具体的行為について分析を行うものとする。

(四) 行為によるイノベーション及び効率に対する積極的影響についての分析

事業者の行為がイノベーション及び効率に対して与え得る積極的影響には、技術の普及利用を促進し、資源の利用効率を向上させること等が含まれる。上記の積極的影響について分析するにあたっては、それが本指南第六条に定める条件を満たしているか否かを考慮するものとする。

第4条 関連市場

知的財産権は、直接、取引対象とすることができるだけでなく、また商品又はサービス（以下、「商品」と総称する）の提供に用いられることもできる。通常の場合において、「関連市場画定に関する指南」に基づき、関連市場を画定するものとする。関連商品市場の画定だけでは、行為による競争への影響について全面的な評価をするのが難しい場合、関連技術市場を画定することが必要となる可能性がある。個別事件の状況に基づき、行為によるイノベーション、研究開発等の要素に対する影響を考慮することもできる。

関連技術市場とは、需要者が比較的緊密な代替関係を有すると判断した1組又は1種類の技術が構成する市場を指す。関連技術市場の画定にあたっては、次に掲げる要素を考慮することができる。すなわち、技術の属性、用途、許諾料、互換の程度、関連知的財産権の期限、需要者がその他の代替関係を有する技術に転換する可能性及びコスト等である。通常の場合において、異なる技術を利用して代替関係を有する商品を提供することができる場合、これらの技術は代替関係を有する可能性がある。一つの技術と知的財産権に関連する技術に代替関係を有するか否かを考慮するとき、当該技術の現在の応用分野を考慮するだけでなく、またその潜在的応用分野をも考慮するものとする。

関連市場の画定にあたっては、関連地域市場を画定し、且つ知的財産権の属地性を考慮するものとする。関連取引が複数の国家及び地域に及ぶとき、取引条件による関連地域市場の画定に対する影響をも考慮するものとする。

第5条 排除・制限の影響を分析するにあたっての考慮要素

(一) 市場の競争状況を評価するにあたっては、次に掲げる要素を考慮することができる。業界の特徴及び業界発展の状況、主要な競争者及びその市場シェア、市場の集中度、市場参入の難易度、取引相手方の市場地位及び関連知的財産権に対する依存度、関連技術の更新、発展趨勢及び研究開発状況等。

事業者の関連技術市場における市場シェアを計算するにあたっては、個別事件の状況に

基づき、当該技術を利用して生産した商品の関連市場におけるシェア、当該技術の許諾料収入の関連技術市場における総許諾料収入に占める比重、代替関係を有する技術の数量等を考慮することができる。

(二) 具体的行為に対し分析するにあたっては、次に掲げる要素を考慮することができる。事業者間の競争関係、事業者の市場シェア及び市場に対するそのコントロール力、行為が生産量、区域、消費者等の面に制限を生じさせる時間、範囲及び度合、行為が市場参入の障壁を設置し又は高める可能性、行為の技術イノベーション、普及及び発展に及ぼす阻害、行為の業界発展に及ぼす阻害、行為の潜在的競争に及ぼす影響等。

事業者間の競争関係を判断するにあたっては、個別事件の状況に基づき、当該行為がない状況において、事業者は実際又は潜在的な競争関係を有するか否かを考慮することができる。

第6条 競争の積極的影響が満たさなければならない条件

通常の場合において、事業者の行為がイノベーション及び効率に及ぼす積極的影響は、次に掲げる条件を同時に満たすものとする。

- (一) 当該行為が、イノベーションの促進、効率の向上と因果関係を有すること。
- (二) その他のイノベーションを促進させ、効率を向上させる行為に比べ、事業者の合理的な商業的選択の範囲内において、当該行為が市場競争に及ぼす排除・制限の影響がより小さいこと。
- (三) 当該行為が、市場競争を排除し、嚴重に制限し得ないこと。
- (四) 当該行為が、その他の事業者のイノベーションを嚴重に阻害し得ないこと。
- (五) 消費者が、イノベーションの促進、効率の向上により生じた利益を享受できること。

第二章 競争を排除・制限するおそれのある知的財産権協議

知的財産権に係る協議、特に共同研究開発、クロスライセンス等は、通常、イノベーションを奨励し、競争を促進する効果を有し、異なる協議類型により生じる積極的影響は異なる。しかし、知的財産権に係る協議は、市場の競争を排除・制限する影響を及ぼすおそれもあり、「独占禁止法」第二章の規定が適用される可能性がある。

第7条 共同研究開発

共同研究開発とは、事業者が共同で技術、製品等を研究開発し、及び研究開発成果を利用する行為を指す。共同研究開発は、通常、研究開発コストを節約し、研究開発の効率を向上させることができるが、市場競争を排除・制限する影響を及ぼすおそれがあり、分析するとき、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) 事業者が、共同研究開発と無関係な分野において、独立して又は第三者と協力して研

究開発を行うことを制限しているか否か。

(二) 事業者が、共同研究開発の完成後に、後続の研究開発を行うことを制限しているか否か。

(三) 事業者が、共同研究開発と無関係な分野において研究開発された新技術又は新製品に関連する知的財産権の帰属及び行使を限定しているか否か。

第8条 クロスライセンス

クロスライセンスとは、事業者が各自の保有する知的財産権を相互に使用を許諾することを指す。クロスライセンスは、通常、知的財産権の許諾コストを引き下げ、知的財産権の実施を促進することができるが、市場競争を排除・制限する影響を及ぼすおそれもあり、分析するときには次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) 排他的許諾であるか否か。
- (二) 第三者が市場に参入する障壁を構成するか否か。
- (三) 川下の市場の競争を排除・制限するか否か。
- (四) 関連商品のコストを引き上げたか否か。

第9条 排他的グラントバック及び独占的グラントバック

グラントバックとは、ライセンシーが許諾された知的財産権を使用して行った改良、又は許諾された知的財産権を使用することを通じて獲得した新しい成果を、ライセンサーに権利付与することを指す。グラントバックは、通常、新しい成果の投資及び運用を推進することができるが、排他的グラントバック及び独占的グラントバックは、ライセンシーのイノベーションへのモチベーションを引き下げ、市場競争を排除・制限する影響を及ぼすおそれがある。

ライセンサー又はそれが指定する第三者及びライセンシーだけがグラントバックされる改良又は新しい成果を実施する権利を有する場合、この種のグラントバックは排他的である。ライセンサー又はそれが指定する第三者だけがグラントバックされる改良又は新しい成果を実施する権利を有する場合、この種のグラントバックは独占的である。通常の場合において、独占的グラントバックは排他的グラントバックに比べ、競争を排除・制限する可能性はより大きい。排他的グラントバック及び独占的グラントバックが市場競争に及ぼす排除・制限の影響を分析するとき、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) ライセンサーは、グラントバックについて実質的対価を提供したか否か。
- (二) ライセンサーは、ライセンシーとのクロスライセンスにおいて、独占的グラントバック又は排他的グラントバックを相互に要求したか否か。
- (三) グラントバックが、改良又は新しい成果を単一の事業者に集中するよう導き、それに市場コントロール力を獲得させ、又は増強させたか否か。
- (四) グラントバックは、ライセンシーの改良を行う積極性に影響を与えたか否か。

ライセンサーがライセンシーに、上述の改良又は新しい成果をライセンサーに、又はそれが指定する第三者に譲渡するよう要求した場合、当該行為が競争を排除・制限したか否かの分析にあたっては、上述の要素について同様に考慮する。

第10条 不爭義務条項

不爭（中国語原文では「不質疑」）義務条項とは、知的財産権ライセンスと関連する協議において、ライセンサーがライセンシーにその知的財産権の有効性について異議を申し立ててはならないことを要求する一種の条項を指す。不爭義務条項による市場競争に及ぼす排除・制限する影響について分析するにあたっては、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) ライセンサーは、全てのライセンシーにその知的財産権の有効性について不爭を要求したか否か。
- (二) 不爭義務条項に係る知的財産権の許諾は、有償であるか否か。
- (三) 不爭義務条項に係る知的財産権は、川下市場の参入障壁を構成するおそれがあるか否か。
- (四) 不爭義務条項に係る知的財産権は、その他の競合の知的財産権の実施を阻害するか否か。
- (五) 不爭義務条項に係る知的財産権の許諾は、排他性を有するか否か。
- (六) ライセンシーがライセンサーの知的財産権の有効性を争議することにより、重大な損失を被るおそれがあるか否か。

第11条 標準制定

本指南にいう標準制定とは、事業者が一定の範囲内において統一的に実施する知的財産権に係る標準を共同で制定し、又は制定に参加することを指す。標準制定は、異なる製品間の通用性、コストの引き下げ、効率の向上、製品品質の保証を実現することに役立つ。但し、競争関係を有する事業者が標準制定に共同で参加することは、競争を排除・制限するおそれがあり、具体的な分析を行うとき、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) 正当な理由がないのに、その他の特定事業者を排除しているか否か。
- (二) 正当な理由がないのに、特定事業者の関連方案を排斥しているか否か。
- (三) その他の競合標準を実施しないことを約定しているか否か。
- (四) 標準の中に含まれる知的財産権の行使について、必要で合理的な制約メカニズムがあるか否か。

第12条 その他の制限

事業者が知的財産権を許諾することは、次に掲げる制限に及ぶ可能性もある。

- (一) 知的財産権の使用分野の制限。

(二) 知的財産権を利用して提供する商品の販売又は普及チャネル、範囲、若しくは相手の制限。

(三) 事業者が知的財産権を利用して提供する商品数量の制限。

(四) 事業者が競合関係を有する技術を使用し、又は競合関係を有する商品を提供することへの制限。

上記の制限は、通常、商業的合理性を有し、効率を向上させ、知的財産権の実施を促進することができるが、市場競争を排除・制限する影響を及ぼすおそれもあり、分析するとき、次に掲げる要素を考慮することができる。

(一) 制限される内容、程度及び実施方式。

(二) 知的財産権を利用して提供する商品の特徴。

(三) 制限と知的財産権の許諾条件との関係。

(四) 複数項目の制限を含むか否か。

(五) その他の事業者の保有する知的財産権が代替関係を有する技術に係る場合、その他の事業者は同一又は類似の制限を実施しているか否か。

第13条 セーフハーバー・ルール

法執行の効率を向上させ、市場主体に明確な予期を提供するため、セーフハーバー・ルールを設ける。セーフハーバー・ルールとは、事業者が次に掲げる条件のいずれかに合致する場合、通常、それが達成した知的財産権に係る協議は、「独占禁止法」第十三条第一項第六号及び第十四条第三号に定める独占協議として認定しないが、当該協議が市場競争を排除・制限する影響を及ぼすことを証明する相反証拠を有する場合は除く。

(一) 競合関係を有する事業者が、関連市場において市場シェアが合計 20%を超過しないこと。

(二) 事業者及び取引相手方が、知的財産権に係る協議の影響を受けるいずれかの関連市場において市場シェアがいずれも 30%を超過しないこと。

(三) 事業者が関連市場におけるシェアを獲得し難く、又は市場シェアが事業者の市場地位を正確に反映することができない場合、関連市場において協議の各者がコントロールする技術を除き、合理的なコストで得ることができる、その他の事業者が独立してコントロールする、代替関係を有する技術が4つ又は4つ以上存在すること。

第三章 知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為

知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為の認定にあたっては、「独占禁止法」第三章の規定を適用する。通常の場合において、まず関連市場を画定するにあたっては、事業者が関連市場において市場支配的地位を有するか否かについて認定し、それから個別事件の状況に基づき、行為が知的財産権の濫用を構成するか、競争を排除・制限する行為を構成する

か否かを具体的に分析する。

第14条 知的財産権及び市場支配的地位の認定

事業者が知的財産権を保有することは、必ずしもそれが必然的に市場支配的地位を有しているという意味ではない。知的財産権を保有する事業者が関連市場において支配的地位を有するか否かの認定にあたっては、「独占禁止法」第十八条、第十九条に規定される、事業者が市場支配的地位を有することについて認定し又は推定する要素及び状況に基づき分析し、知的財産権の特徴を結び合わせ、具体的に次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) 取引相手方が代替関係を有する技術又は商品等に転換する可能性及び転換コスト。
- (二) 知的財産権を利用して提供した商品に対する川下市場の依存度。
- (三) 取引相手方の事業者に対する抑制と均衡を保つ能力。

第15条 不公平な高価格での知的財産権の許諾

市場支配的地位を有する事業者は、その市場支配的地位を濫用し、不公平な高価格で知的財産権を許諾するとき、競争を排除・制限するおそれがある。市場支配的地位を濫用する行為を構成するか否かの分析にあたっては、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) 許諾料の計算方法、及び関連商品の価値に対する知的財産権の貢献。
- (二) 知的財産権の許諾に対する事業者の承諾。
- (三) 知的財産権の許諾履歴、又は対比できる許諾料の基準。
- (四) 知的財産権の地域範囲又はカバーする商品範囲を超えて許諾料を受け取ること等を含む、不公平な高価格を招く許諾条件。
- (五) 一括許諾を行うとき、保護期限が過ぎた又は無効の知的財産権について許諾料を受け取ったか否か。

事業者が不公平な高価格で標準必須特許を許諾したか否かについて分析するにあたっては、関連標準合致する商品が担う許諾料全体の状況及びそれが関連産業の正常な発展に及ぼす影響を考慮することもできる。

第16条 知的財産権の許諾の拒絶

許諾の拒絶は、事業者が知的財産権を行使する一種の表現形式である。一般的状況において、事業者は競合相手又は取引相手と取引を行う義務を負わない。しかし、市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく知的財産権の許諾を拒絶することは、市場支配的地位を濫用し、競争を排除・制限するおそれがある。具体的に分析するとき、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) 当該知的財産権の許諾に対する事業者の承諾。
- (二) その他の事業者が関連市場に参入するには、当該知的財産権の許諾を獲得しなければならないか否か。

(三) 関連知的財産権の許諾の拒絶が、市場競争及び事業者がイノベーションを行うことに及ぼす影響及び程度。

(四) 被拒絶者に合理的な許諾料を支払う意思及び能力等が欠如しているか否か。

(五) 事業者はかつて被拒絶者に合理的な申込み（中国語原文では「要約」）を提出したことがあるか否か。

(六) 関連知的財産権の許諾の拒絶は、消費者の利益又は社会的公共利益に損害を与えるか否か。

第17条 知的財産権に係る抱き合わせ販売

知的財産権に係る抱き合わせ販売とは、事業者によるその他の知的財産権の許諾、譲渡の受け入れ、又はその他の商品の受け入れを条件とした知的財産権の許諾、譲渡を指す。知的財産権の一括許諾も抱き合わせ販売の形式の一種となる可能性がある。市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由がなければ、上述の抱き合わせ販売行為を通じ、競争を排除・制限するおそれがある。

知的財産権に係る抱き合わせ販売が市場支配的地位を濫用する行為を構成するか否かの分析にあたっては、次に掲げる要素を考慮することができる。

(一) 取引相手の意思に背いたか否か。

(二) 取引上の慣例又は消費の慣習に合致しているか否か。

(三) 関連知的財産権又は商品の性質の差異及び相互関係を無視したか否か。

(四) 合理性及び必要性を有しているか否か、例えば、技術的互換性、製品の安全、製品の性能等を実現するために不可欠の措置等。

(五) その他の事業者の取引機会を排除・制限しているか否か。

(六) 消費者の選択権を制限しているか否か。

第18条 知的財産権に係る不合理な取引条件の付加

市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、知的財産権に係る取引において次に掲げる取引条件を付加する場合、競争を排除・制限する効果を及ぼすおそれがある。

(一) 独占的グラントバック又は排他的グラントバックを要求すること。

(二) その知的財産権の有効性について取引相手方が争議を提出することを禁止し、又は知的財産権侵害訴訟を取引相手方が提起することを禁止すること。

(三) その有する知的財産権を取引相手方が実施することを制限し、競争関係を有する技術又は商品を取引相手方が利用し又は研究開発することを制限すること。

(四) 期限が満了し又は無効宣告された知的財産権に対し権利を主張すること。

(五) 合理的な対価を提供しない状況において、取引相手方にそれとクロスライセンスを行うことを要求すること。

(六) 取引相手方に第三者との取引を迫り若しくは禁止し、又は取引相手方と第三者との取

引条件を制限すること。

第19条 知的財産権に係る差別待遇

知的財産権に係る取引において、市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、条件が実質的に同一である取引相手方に対して異なる許諾条件を実施する場合、競争を排除・制限するおそれがある。事業者が実行した差別待遇が、市場支配的地位を濫用する行為を構成するか否かの分析にあたっては、次に掲げる要素を考慮することができる。

(一) 取引相手方の条件が実質的に同一であるか否か。これには関連知的財産権の使用範囲、異なる取引相手方が関連知的財産権を利用して提供した商品に代替関係が存在するか否か等が含まれる。

(二) 許諾条件が実質的に異なるか否か。これには許諾件数、地域及び期間等が含まれる。許諾協議の条項を分析する他に、ライセンサー及びライセンシーとの間で合意されたその他の商業的取決めの許諾条件に対する影響も総合的に考慮するものとする。

(三) 当該差別待遇が、ライセンシーの市場競争への参入に対し、顕著に不利な影響を及ぼすか否か。

第四章 知的財産権に係る事業者集中

知的財産権に係る事業者集中は一定の特殊性を有し、主に事業者集中を構成する状況、審査における考慮要素及び制限的条件の付加等の面に表れる。知的財産権に係る事業者集中を審査するにあたっては、「独占禁止法」第四章の規定を適用する。

第20条 知的財産権に係る取引が事業者集中を構成するおそれのある状況

事業者は知的財産権に係る取引を通じ、その他の事業者に対する支配権を取得し、又はその他の事業者に対する決定的影響を与えることができる場合、事業者集中を構成するおそれがある。その中で、知的財産権の譲渡又は許諾が事業者集中を構成する状況を分析するとき、次に掲げる要素を考慮することができる。

(一) 知的財産権は独立の業務を構成するか否か。

(二) 知的財産権が前年の会計年度において、独立し且つ計算し得る営業額を発生させたか否か。

(三) 知的財産権の許諾の方式及び期限。

第21条 知的財産権に係る事業者集中の審査

知的財産権に係る取決めが集中取引の実質的構成部分であり、又は取引目的の実現に対し重要な意義を有する場合、事業者集中の審査過程において、「独占禁止法」第二十七条に定める要素を考慮し、同時に知的財産権の特徴を考慮する。

第 22 条 知的財産権に係る制限的条件の種類

知的財産権に係る制限的条件には構造的条件、行為的条件及び総合的条件が含まれる。知的財産権に係る制限的条件の付加は、通常、個々の事件の状況に基づき、競争を排除・制限する効果を事業者集中が有し又は有するおそれがあることについて、制限的条件の提案を評価した後に確定する。

第 23 条 知的財産権に係る構造的条件

事業者は、知的財産権又は知的財産権に係る業務を分離する制限的条件の提案を提出することができる。事業者は、通常、知的財産権譲受人が必要な資源、能力を有し、且つ分離された知的財産権を使用し又は係る業務に従事することを通じて、市場競争に参加する意思があることを確保しなければならない。分離は、市場の競争状況が影響を受けることを免れるために、有効で、実行可能で、即時的であるものとする。

第 24 条 知的財産権に係る行為的条件

知的財産権に係る行為的条件は個別事件の状況に基づいて確定し、制限的条件の提案は、次に掲げる内容に及ぶ可能性がある。

- (一) 知的財産権の許諾。
- (二) 知的財産権に関連する業務の独立運営の保持。関連業務は一定期間内において有効な競争を行う条件を備えるものとする。
- (三) 知的財産権の許諾条件に対する制約。これには、事業者の特許許諾を実施するときに公平、合理的、非差別的義務を遵守し、抱き合わせ販売等を行わないよう要求することが含まれ、事業者は、通常、具体的な取決めを通じ、それが当該義務を遵守するよう確保しなければならない。
- (四) 合理的な許諾使用料の受領。事業者は、通常、許諾料率の計算方法、許諾料の支払方式、公平な交渉条件及び機会等を詳細に説明するものとする。

第 25 条 知的財産権に係る総合的条件

事業者は構造的条件及び行為的条件を互いに結び合わせて、知的財産権に係る総合的制限的条件の提案を提出することができる。

第五章 知的財産権に係るその他の状況

一部の知的財産権に係る状況は、異なる種類の独占行為を構成するおそれがあり、また特定主体に係るおそれもあり、個別事件の状況に基づき分析し、「独占禁止法」の関連規定を適用することができる。

第26条 パテントプール

パテントプール（中国語原文では「專利联营」）とは、2つ又は2つ以上の事業者が各自の特許をプール構成員又は第三者に共同で許諾することを指す。パテントプールの各者は、通常、プール構成員又は独立の第三者にプールの管理を委託する。プールの具体的方式には、協議の合意、公司又はその他の実体の設立等が含まれる。

パテントプールは一般的に取引コストを引き下げ、許諾の効率を向上させることができ、競争を促進する効果がある。しかし、パテントプールは競争を排除・制限するおそれもあり、具体的分析をするときは、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) 事業者の関連市場における市場シェア及びその市場に対する支配力。
- (二) プールの中の特許は代替関係を有する技術に係るか否か。
- (三) プール構成員が単独で対外的に特許許諾すること又は技術を研究開発することを制限しているか否か。
- (四) 事業者がプールを通じて商品価格、生産量等の情報を交換しているか否か。
- (五) 事業者がプールを通じてクロスライセンスを行い、独占的グラントバック又は排他的グラントバックをし、不爭義務条項を締結し、及びその他の制限を実施したか否か等。
- (六) 事業者がプールを通じて不公平な高価格での特許許諾、抱き合わせ販売、不合理な取引条件の付加、又は差別待遇等を実行したか否か。

第27条 標準必須特許に係る特殊問題

標準必須特許とは、ある標準を実施するのに欠けてはならない特許を指す。標準必須特許を保有する事業者が市場支配的地位を有するか否かを認定するにあたっては、本指南第十四条に基づき分析を行い、同時に次に掲げる要素を考慮することもできる。

- (一) 標準の市場価値、応用範囲及び程度。
- (二) 代替関係を有する標準又は技術が存在するか否か。これには代替関係を有する標準又は技術を使用する可能性及び転換コストが含まれる。
- (三) 関連標準に対する業界の依存度。
- (四) 関連標準の進化状況及び互換性。
- (五) 標準に取り入れた関連技術が代替される可能性。

市場支配的地位を有する標準必須特許権者が、法院又は関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する判決、裁定又は決定を下し、又は発布するよう申し立てることを通じ、ライセンスにそれが提示した不公平で高額な許諾料又はその他の不合理なライセンス条件を受け入れるよう迫ることは、競争を排除・制限するおそれがある。具体的な分析をするとき、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) 交渉する双方の交渉過程における行為表現、及びそれが体現した真意。
- (二) 関連標準必須特許が担う関連承諾。

(三) 交渉する双方が交渉過程において提示した許諾条件。

(四) 法院又は関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する判決、裁定又は決定を下し又は発布するよう申し立てたことが、許諾交渉に対して及ぼす影響。

(五) 法院又は関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する判決、裁定又は決定を下し又は発布するよう申し立てたことが、川下市場の競争及び消費者の利益に対して及ぼす影響。

第 28 条 著作権の集団管理

著作権の集団管理は、通常、単独の著作権者の権利の行使、個人が権利を保護する及びユーザーが権利付与を獲得するコストの引き下げ、著作物の普及及び著作権の保護を促進するのに有益である。しかし、著作権の集団管理組織は活動を展開する過程において、知的財産権を濫用し、競争を排除・制限するおそれがある。具体的に分析するとき、行為の特徴及び表現形式に基づき、構成するおそれのある独占行為を認定し、且つ関連要素を分析することができる。

※ 初出：『特許ニュース No.15411』（経済産業調査会、2021年、原題は「中国知財の最新動向 第25回 中国における『知的財産権分野の独占禁止に関する指南』の概要」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。